



広島県報

定期
第 87 号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示

- 出納長の事務の一部委任の解除 (審査指導室) 一
- 換地計画に伴う字の区域の変更 (土地改良室) 一
- 保安林予定森林にする旨の通知 (治山室) 二
- 解除予定保安林にする旨の通知 () 二

公告

- 特定非営利活動法人の認証申請 (文化・県民協働室) 二
- 広島県労働委員会委員の推薦 (労働福祉室) 三
- 県営土地改良事業の工事の完了 (土地改良室) 五
- 換地計画認可申請の適否決定 (市町) (東広島地域事務所) 五
- 土地改良区の役員の退任 (尾三地域事務所) 五
- 公安委員会告示 (公安委員会告示) 五
- 遊技機の型式の検定の告示 () 五
- 公安委員会公告 (公安委員会公告) 六
- 技能検定員・教習指導員審査 (大型二種・普通二種) の実施 () 六

告示

広島県告示第九百五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第七十一条第四項の

規定によって、次のとおり出納長の事務の一部の委任を解除させた。
平成十八年十一月十六日
広島県知事 藤田雄山

出納長の事務の一部の委任を解除した出納員 広島県立総合技術高等学校に所属する次の職員 城平 孝司	解除した事務 当該出納員の所属する解の会計事務（法第七十条第二項第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。）	解除した年月日 平成一八年二月六日
--	---	----------------------

広島県告示第九百五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、大崎上島町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、大崎上島町長から届出があつた。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十九条の規定によって、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告のあつた日の翌日から効力を生ずる。
平成十八年十一月十六日
広島県知事 藤田雄山

大字	字	地	番	大字	字
大串	聳解	二四一〇の二の一部、二四二四の二の一部、二四二四の三、二四二五の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路である町有地の全部	二四一〇の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路である町有地の全部	大串	瀬井一ツ濱
原田	瀬井川西	一七五二の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である町有地の全部	一七四六の二の一部、一七五〇の三、一七五〇の四から一七五〇の六までの二の一部、一七五一の二の一部、一七五一の二の一部及びこれらの区域に隣接する水路である町有地の全部	大串	瀬井一ツ濱

広島県告示第九百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十八年十一月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

広島市安佐北区白木町大字志路字桂迫一九六二、一九六七の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字桂迫一九六二・一九六七の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第九百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十八年十一月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

広島市安佐北区安佐町大字久地字中田下八〇三から八〇五まで、字中田頭山二三〇二、一三〇三、一三一一三（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中田下八〇三、八〇四、八〇五・字中田頭山一三〇二・一三〇三・一三一一三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第九百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十八年十一月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

廿日市市大野字嵐谷二二五四の二、二二五四の三、二二五六の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人証申請があった。

平成十八年十一月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動 法人宮島ネット ワーク	代表者 濱岡 寛次	主たる所在地 広島県廿日市市 宮島町五二七番 地の一	定款に記載された目的 本会は、宮島の自然的・歴史的・文化的な環境を永続的に保護・継承しながら、島内外の人々や団体等との連携を図って、現地学習や島内探勝・情報収集・提供、広域宣伝や広域連携・地域資源を活かした特産品開発、まちづくり事業等を行うことによつて、地域の保全と活性化を図ることを目的とする。	申請のあつた年月日 平成一八年 一〇月二〇日
特定非営利活動 法人居宅介護支 援事業所ウオー ク	三戸 泰子	広島県東広島市 高屋町造賀一七 一四番地	この法人は、居宅において要介護状態又は要支援状態にある利用者に対して、居宅介護支援に関する事業を行い、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。	平成一八年 一〇月二三日
特定非営利活動 法人小規模はげ み会作業所	内 秀孝	広島県三原市中 之町一丁目二四 番三八号	この法人は、障害のある人の福祉に関する知識及び支援に関する方策について県民への普及・啓発を行うとともに、社会就労事業を振興し、地域における障害のある人の就労の確保及び就労を通じた自立の促進を図り、障害のある人の福祉の増進と権利擁護の推進に寄与することを目的とする。	平成一八年 一〇月三〇日
特定非営利活動 法人E S A	山本 敬三	広島県広島市中 区上八丁堀八番 二六号	この法人は、環境保全と国際協力の活動を通じて、人々が健康で安全な生活を送ることができるよう、土木・建築工事の環境に関する知識の普及や環境保全・改善のためのシステムづくりに関する技術的問題の解決のための情報を海外に提供する事業を行うことにより、広く環境保全並びに国際協力に寄与することを目的とする。	平成一八年 十一月二日

広島県労働委員会委員の任期満了(平成十九年二月二十八日)に伴う次期使用者委員候補者及び労働者委員候補者の推薦手続は、次のとおりとする。

平成十八年十一月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 使用者委員及び労働者委員の数
- 使用者委員 五人
- 労働者委員 五人

二 推薦者の資格

1 使用者委員候補者を推薦できるもの

広島県の区域内のみに組織があり、労働問題を取り扱うことを主要な目的又は業務の主要な部分としている使用者団体

2 労働者委員候補者を推薦できるもの

広島県の区域内のみに組織があり、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条及び第五条第二項の規定に適合することを広島県労働委員会に立証し、それを認められた労働組合

三 被推薦者の資格

被推薦者は、次に該当しない者とする。

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 推薦期間

平成十八年十一月十六日から平成十八年十二月十五日まで

五 推薦の方法

別記様式第一号又は別記様式第二号による推薦書及び被推薦者の履歴書を推薦期間内に広島県商工労働部総務管理局労働福祉室(〒七三〇 八五一 広島市中区基町一〇番五二号)へ提出すること。

なお、労働者委員候補者を推薦する労働組合は、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合することを立証するため、推薦期間内に取得した広島県労働委員会の資格証明書を添付すること。

様式第1号

広島県労働委員会使用者委員候補者推薦書

平成 年 月 日

広島県知事様

主たる事務所の所在地
団体名
代表者名
印

労働組合法施行令第21条第1項の規定によつて、広島県労働委員会の使用者委員候補者として、次の者を推薦します。

名 (ふりがな) 前	生年月日	所属会社などの所在地, 名称及び候補者の役職名	現 住 所	賞 罰 等

(注) 候補者の履歴書を添付すること。

様式第2号

広島県労働委員会労働者委員候補者推薦書

平成 年 月 日

広島県知事様

主たる事務所の所在地
労働組合法
代表者名
印

労働組合法施行令第21条第1項の規定によつて、広島県労働委員会の労働者委員候補者として、次の者を推薦します。

名 (ふりがな) 前	生年月日	所属労働組合の所在地, 名称及び候補者の役職名	現 住 所	賞 罰 等

(注) 候補者の履歴書を添付すること。

東広島市所在の上反田地区県営土地改良事業(ため池等整備事業)の工事が平成十五年二月二十七日完了した。

平成十八年十一月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

竹原市所在の瀬戸地区県営土地改良事業(ため池等整備事業)の工事が平成十五年三月二十七日完了した。

平成十八年十一月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

次の換地計画認可申請については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定によって、適当と決定したのでこの決定に係る換地計画書の写しを次により平成十八年十一月十六日から平成十八年十二月六日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、東広島地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の三第二項において準用する同法第九条第二項の規定による決定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年十一月十六日

広島県東広島地域事務所長 日 宮 康 典

事業主体	地区名	事業名	縦覧場所
大崎上島町	瀬井	区画整理事業	大崎上島町役場

世羅西町津田長田土地改良区から次の役員が退任した旨の届出があった。

平成十八年十一月十六日

広島県尾三地域事務所長 大 下 和 男

(退任役員)

職 名	氏 名	住 所
理 事	佐々木 毅	世羅郡世羅町大字下津田一八五五

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第96号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年11月16日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6P1037	告示の日(平成18年11月16日)から3年間	ばちかご遊技機	C R / パチケイ C A R	株式会社サンセイテール フロントライン 梅村 義孝 代表取締役 古屋市中央区丸の内二丁目11番13号) (愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号)	左 同
6P1045	同 上	同 上	C R / パチケイ D A R	同 上	左 同
6P0977	同 上	同 上	C R 激闘中継 T V	株式会社ニクス水 河野 庸規 代表取締役 河野 庸規 (東京都江東区有明三丁目1番地25)	左 同
6P0948	同 上	同 上	C R ・ 桃太郎侍 J	株式会社平和 石橋 保彦 代表取締役 生市公沢町二丁目3014番地の8)	左 同
6P0998	同 上	同 上	C R ・ 桃太郎侍 P J	同 上	左 同
6P0937	同 上	同 上	C R ・ 桃太郎侍 T S	同 上	左 同
6P0950	同 上	同 上	C R ・ 桃太郎侍 T F	同 上	左 同

6P1027	同上	同上	C R ・ 桃 太郎待 P S	同上	左 同
6P0936	同上	同上	C R ・ 燃 える闘魂 フント二 才猪木 P J	同上	左 同

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第119号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年11月16日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

- 1 審査の種類
技能検定員・教習指導員審査（大型二種・普通二種）
- 2 審査の期日
平成18年12月18日
- 3 審査の場所
広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
広島県運転免許センター
- 4 審査対象者
法第99条の2第4項第2号及び第99条の3第4項第2号の規定に係る者
- 5 審査の方法
規則第4条及び第12条に規定する方法により実施
- 6 審査の申請手続等
(1) 申請に必要な書類

平成18年11月16日（木曜日）

ア 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書（写真及び審査手数料貼付のもの）

1通

イ 審査手数料計算表

1通

ウ 自動車運転免許証の写し

1通

エ 履歴書

1通

オ 運転記録証明書

1通

カ 住民票（本籍記載のもの）

1通

キ 技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を有している者はその写し

(2) 申請書等の提出先

広島県警察本部交通部運転教育課長

(3) 申請書等の提出期限

平成18年12月11日